

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「私達は自利利他の精神に基づき、お客様の明日への発展のために今日一日を価値あるものとします」の経営理念のもと、顧客、株主、提携先、従業員等、すべてのステークホルダーから信頼される企業であり続けるために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つと認識し、組織の整備を図っております。さらに、透明で健全性の高い企業経営を目指し、コンプライアンスの徹底を経営の基本と位置づけ、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、誠実で公正な企業活動を推進してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使のための環境整備】

当社は、現状、議決権電子行使プラットフォームの利用や株主総会招集通知の英訳等は行っておりませんが、今後の機関投資家や海外投資家の株主構成等を踏まえ、より株主の利便性も考慮し、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則3-1-2 英語での情報の開示・提供】

海外投資家の株主構成等を踏まえ、株主の利便性も考慮し、今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則3-1-3 サステナビリティ、人的資本への取り組み】

自社のサステナビリティの取組みの開示については、今後必要に応じて前向きに検討してまいります。

【補充原則4-1-3 最高経営責任者(CEO)等の後継者計画】

現時点では具体的な後継者の計画を策定しておりませんが、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-2-2 サステナビリティを巡る課題についての基本方針の策定】

当社は、事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しについて、取締役会での議論を進めています。その進捗状況については、取締役会で定期的にフォローしてまいります。

【補充原則4-8-3 3分の1以上の独立社外取締役選任、特別委員会設置】

独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会は設置しておりませんが、当社グループとの取引開始時には独立社外取締役が出席する取締役会において、独立した立場からその取引の妥当性などを審議するなどしております。よって、経営の監視及び監督は機能しているものと認識しておりますが、社外取締役の増員は必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-10-1 独立した諮問委員会の設置】

役員の取り扱いに関する内規において役員の選任基準、報酬基準を定め、能力や経験等を鑑み性別・国籍等を問わず、監査役、独立社外取締役、独立社外監査役が出席する取締役会において十分に議論できる体制を構築しております。また、後継者については、必要に応じて検討してまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

現段階では、経営戦略及び経営計画を公表しておりませんが、今後は経営環境及び状況を鑑み必要に応じて中期経営計画を策定し、売上高、営業利益等の数値目標のほか、人的資本への投資、設備投資に関する情報を決算説明会において株主に提供するとともに当社ホームページに掲載してまいります。

【原則5-2-1 事業ポートフォリオの基本方針等の提示】

事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況につきましては、取締役会において議論しております。なお、事業ポートフォリオに関する基本的な方針は、今後策定を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

(1)当社は、政策保有目的の株式について、株価変動リスクが財務状況に大きな影響を与え得ることに鑑み、その保有の意義が認められる場合を除き、保有しないことを基本方針としています。

(2)前項の保有の意義が認められる場合は、市場研究及び同業他社の情報収集を目的とした場合や取引先の成長性、将来性を意識した現時点あるいは将来の採算性・収益性等の検証結果を踏まえ、当社の企業価値の維持・向上に資すると判断される場合をいい、毎事業年度末に保有している株式について、保有区分の確認、継続保有の適否を取締役会において検討することとしています。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

(1)当社は、親会社グループとの取引については、事前に取締役会(4月・10月)において決議を得るとともに、事後に当該関連当事者取引に関する報告を行っております。

(2) 関連当事者間の取引に関し、取締役会において社外取締役、社外監査役及び監査役がその取引に関し、適正性や妥当性の審査をしております。

(3) 年1回(9月に)、全ての役員に対して、関連当事者及び取引状況の確認を行っており、監視を続けています。

【補充原則2-4-1 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社では、多様性の確保については能力や適性などを総合的に判断し、性別・国籍や採用ルートによらず登用しておりますが、従業員に占める女性・外国人の比率が大きいため、現時点では測定可能な目標を定めるにはいたっておりません。

なお、中途採用者の管理職への登用実績は多数あり、新しい意見を積極的に取り入れ企業価値の向上に努めております。

【原則2-6 企業年金】

当社は、選択制確定給付企業年金制度を採用しております。

当該基金の規約に基づき運用し、利益相反のないよう、適切に管理しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念については、本報告書「1. 基本的な考え方」及び当社ホームページ(会社概要)に掲示しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書「1. 基本的な考え方」に記載の通りであります。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続として、「報酬に関する内規」に定める、基本報酬、株式取得報酬、及び、業績連動報酬の各報酬の決定方法に従い算出した額にて、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会で承認された方法により代表取締役社長がこれを決定しています。なお、取締役会においては、独立社外取締役及び独立社外監査役からの客観的な意見を踏まえ、協議、決定致します。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任、取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続に関しては、役員の取り扱いに関する内規の選定基準に基づき、取締役会において十分な審議により候補者を選定することとしております。

また、社外役員の独立性については、金融商品取引所が定める独立性基準に基づき、当社との間の特別な人的関係、資本関係その他利害関係の有無により判断しております。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえ、経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名については、役員の取り扱いに関する内規に定める選定基準に従い十分な審議を行っております。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】

当社の取締役会は、法令、定款及び取締役会規程にて定められた重要事項を意思決定しております。また、取締役の業務範囲と取締役会より委任される意思決定の範囲は、職務権限規程において定めております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は社外取締役の選任について、当社からの独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、金融商品取引所が定める独立性基準等を参考にしており、経歴や当社との関係を踏まえて会社法に定める要件に該当し、独立性に問題がない人物を社外取締役として選任しております。

【補充原則4-11-1 取締役会の実効性確保のための前提条件】

当社の役員は取締役4名(うち社外取締役1名)、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されております。取締役は豊富なビジネス経験を有する者、事業分野に精通した者及び当地域の情勢について知見を有する者で、監査役は事業会社出身者、公認会計士及び弁護士で構成されており、監査役については財務会計、企業法務及び企業経営に関する適切な知見を有した者を選任しております。

当社では役員の選任に当たっては、特に社外役員がその役割を効果的に発揮できるよう、各社外役員の持つ専門分野を考慮し、バランスの取れた構成となるよう配慮しております。

取締役会の実効性のさらなる向上と構成バランスを可視化できるよう、今後独立社外取締役を含めたスキルマトリックスの開示を必要性に応じて検討してまいります。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の上場会社の兼任状況】

当社の独立社外監査役1名は他の会社の役員を兼任しておりますが、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を、当社の監査役の業務に振り向け、当社以外の上場会社を兼務する場合は合理的な範囲内にとどめておと考えております。また、上記以外の取締役及び監査役は他の上場会社の役員との兼任はなく、取締役及び監査役の業務に専念できる体制となっております。当社の社外取締役及び社外監査役の兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書において開示を行っております。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性について分析・評価した結果の概要】

当社は、取締役会の実効性について以下の通り分析・評価を行うことで、十分に実効性が確保できていると考えております。

(1) 原則毎月1回開催し、重要案件をタイムリーに審議・決議しております。また、2022年9月期における取締役会は全15回開催しており、取締役及び監査役の出席率は100%となっております。

(2) 取締役会審議に必要な資料を予め配付、説明のうえ、取締役会では十分な審議時間を確保して活発な議論を行うことで、経営課題について十分な検討ができております。

(3) 当社のM&A業務において高い経験値を持つ社内取締役、当地域の情勢をはじめ幅広い見識を持つ社外取締役、事業会社での豊富な経験を有する常勤監査役、法務・会計の高い見識を有する社外監査役により、経営課題を多角的な視点から検討できております。

(4) 企業価値向上に資するための戦略的な議論を行うべく、適宜、取締役会で審議・決議すべき事項の見直しを行っております。

(5) 取締役は年度末において「取締役のセルフチェックリスト」を基に自己評価を実施しております。

【補充原則4-14-2 取締役のトレーニング】

(1) 取締役に対しては、円滑かつ適切な職務執行に資するため、経営陣幹部より、会社の事業・財務・組織に関する説明や事務所視察に加え、業界動向の情報提供等を行っております。

(2) 当社は法律や会計・税務等の専門知識を有する社外役員が在任しており、取締役会等において当該役員により、適宜、法令や関連知識の教示を行っております。

(3) 監査役は、適切な監査業務を円環として監査役協会を通じて研鑽を積む等、監査レベル向上のため所要の研修を受けております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

(1) 当社では、経営管理部をIR担当部署とし、株主からの対話の依頼に対しては、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう合理的な範囲で対応しております。

(2) 代表取締役社長が、株主や機関投資家に対して、決算説明会を半期に1回開催しております。なお、説明会に参加できない株主や投資家に対しては、当社のホームページにその決算説明会資料・決算説明動画を掲載しております。

(3) 名古屋証券取引所主催のIRエキスポにも参加し、株主や投資家に対して当社に対する理解の向上に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社名南経営コンサルティング	1,777,600	56.46
水野 克也	61,200	1.94
秋吉 博文	56,400	1.79
MSIP CLIENT SECURITIES(常任代理人 モルガン・スタンレー MUF G証券株式会社)	48,700	1.55
BBH FOR FINANCIAL INVESTORS TRUST GRANDEUR PEAK GL MICRO CAP FUND	28,300	0.90
池田 達彦	25,500	0.81
加藤 丈博	20,600	0.65
高原 一雄	20,000	0.64
株式会社三十三銀行	20,000	0.64
株式会社SBI証券	19,900	0.63

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無更新	株式会社名南経営ホールディングス (非上場)

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 メイン
決算期	9月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社では、支配株主と取引を行う場合は、取引の開始前に、当該取引の合理性(事業上の必要性)及び取引条件の妥当性(一般的な取引と比較して適正であるか)を十分に検討するとともに、監査役会における監視・監督のもと、半期ごとに取締役会において慎重に判断し、取引の適正性を確保しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情更新

当社は親会社かつ筆頭株主である株式会社名南経営ホールディングスを中心とした経営コンサルティンググループに属しておりますが、当社の事業展開にあたっては、親会社等の指示や事前承認に基づいてこれを行うのではなく、グループ会社との兼務がない経営陣の判断のもと、独自に意思決定しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
恒成 秀洋	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
恒成 秀洋		-	同氏は、中部経済新聞の代表取締役として中立的な立場から幅広いメディア活動に携われ、当地域の情勢についても豊富な知見を当社の経営に活かしていただきたく、社外取締役として招聘いたしました。 また、社外取締役であることに加え、取引所が定める独立役員の資格を充たしていることから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会、内部監査担当者、会計監査人は相互に連携して、三様監査の体制のもと、情報の共有を行い、効率的かつ効果的な監査を実施するよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
若山 哲史	弁護士													
大倉 淳	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

若山 哲史	-	同氏は、弁護士として長年の経験と法務の専門知識を有しており、当社の監査業務に適任であると判断し、社外監査役として選任いたしました。 また、同氏は一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適格であると判断しております。
大倉 淳	同氏は有限責任あずさ監査法人の出身者であり、当社は有限責任あずさ監査法人を会計監査人に選任しておりますが、同氏は2016年6月に同監査法人を退職、2016年12月に当社の監査役に就任しており、在籍期間中も含め当社の会計監査への関与はありません。また、当社との間にそれ以外の人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の特別な利害関係を有していません。	同氏は、公認会計士として長年の経験と会計の専門知識を有しており、当社の監査業務に適任であると判断し、社外監査役として選任いたしました。 また、同氏は一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適格であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社では独立役員の要件を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動報酬制度の導入、その他
---	-----------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役(社外取締役を除く)の個人別の報酬については、月額報酬(基本報酬)と業績連動報酬(短期の業績連動報酬)、ならびに役員持株会を通じた自社株式取得報酬(中長期の業績連動報酬)から構成することとしています。
詳細については【報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容】をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者はありませんので、個別報酬の開示は行っていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針
 - 事業特性、事業規模、優秀な人材確保の観点から、同業他社および同規模他社の水準等を勘案した報酬水準とする。
 - 中長期的に持続的な企業価値向上を動機づける報酬体系とする。
- 取締役(社外取締役を除く)の個人別の報酬
月額報酬(基本報酬)と業績連動報酬(短期の業績連動報酬)、ならびに役員持株会を通じた自社株式取得報酬(中長期の業績連動報酬)から構成することとしています。
月額報酬は、月例の固定報酬とし、役位ごとの役割と貢献度に基づき支給することとし、業績連動報酬は、当事業年度の業績を勘案し決定することとしています。また、株式取得報酬は役位ごとに決定し、中長期の業績を反映させる観点から、毎月、一定額以上を抛出し役員持株会を通じて自社株式を購入することとし、購入した株式は在任期間中、そのすべてを保有することとしています。
- 社外取締役の報酬については、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、月例の固定報酬のみを支給することとしています。
- 決定手続きについては、【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3 - 1 情報開示の充実】(2)をご参照ください。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役へのサポートは、経営管理部で行い、社外監査役へのサポートは、内部監査担当者及び経営管理部で行っております。取締役会の資料は、社外取締役及び社外監査役に対して、事前に配布しております。また、社外役員を含む役員全員が出席する経営会議において、取締役会の議案に関する意見交換や重要な経営情報の共有を図っているほか、社外監査役に対しては、常勤監査役より監査役監査、会計監査、内部監査間の情報共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)**(a) 取締役会**

取締役会は、取締役4名(うち社外取締役1名)で構成されております。取締役会は、毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役の業務執行の状況を監督しております。また、取締役会には、すべての監査役が出席し取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

(b) 監査役会

監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、うち非常勤監査役2名が社外監査役であります。監査役会は、毎月1回の定時監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役全員が、毎月1回開催の定時取締役会に出席して意見を述べるほか、常勤監査役は、取締役会のほか、全体会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行うなど、常に取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

また、内部監査担当者及び会計監査人と随時情報交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行うなど連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

(c) 経営会議

経営会議は、取締役、監査役、部長、副部長から構成されており、毎月1回、業務執行の状況報告、重要性の高い経営課題の討議を行い、社外役員との情報共有を図っております。

(d) コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長として、原則年4回開催されております。同委員会は広範なりスク管理に関し協議を行い、リスクへの具体的な対策の検討、及び、社内のコンプライアンス意識を高め、全社的な視点でコンプライアンスを推進しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法関係法令に基づき、強い法的権限を有する監査役が、独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性の確保に有効であると判断し、監査役設置会社制を採用しております。監査役会は、監査役3名(うち2名が社外監査役)で構成されており、公認会計士や弁護士等の専門的な知見や豊富な経験等を有しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況**1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況**

株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が株主総会の議案について十分検討できるよう、招集通知の早期発送に努めるとともに、発送後速やかに自社ホームページにて招集通知を掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日は、多くの株主にご出席いただけるよう他社の株主総会の集中日を避けるように留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の株主構成を鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ上にディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	6月に名証IRセミナーオンラインプレミアムによりWeb説明会を実施、9月に名証IREXPOに出展しリアルで個人投資家向け説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期及び通期決算発表後の年2回、アナリスト及び機関投資家に向けての説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項と考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、決算短信、四半期決算短信、会社説明資料、及び、弊社代表による決算説明動画を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社役職員の行動規範を「コンプライアンス管理規程」において定め、ステークホルダーの立場の尊重に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時開示への積極的な取り組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置づけ、投資家やステークホルダーが当社の企業活動の内容を適時・的確に把握できるよう、迅速かつ正確な情報開示を行い、経営の透明性を確保することに努めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議し、その基本方針に基づき、内部統制システムの運用を行っております。基本方針については、経営環境の変化に応じて適宜見直すこととしております。この基本方針の概要は以下のとおりであります。

- a. 取締役及び使用人の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・「取締役会規程」をはじめとする諸規程を整備し、取締役及び使用人への周知・徹底を行う。
 - ・取締役及び使用人は「コンプライアンス管理規程」に従い、法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとる。
 - ・「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する取組みについて統括するとともに社内でのコンプライアンスの周知徹底を図る。
 - ・コンプライアンスに関するリスク管理を行うことを目的とした「内部通報窓口に関する規程」を制定しており、社内及び社外の通報窓口を設置する

ことで、不正行為の未然防止及び早期発見に努める。また、不正行為の通報者及びその協力者に不利益が生じる恐れのないよう通報者等の保護義務を定める。

・「内部監査規程」に基づき、代表取締役社長直轄の内部監査担当者による内部監査を実施し、取締役及び使用人の職務の執行が適切に行われているか検証する。

b. 取締役及び使用人の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・「文書管理規程」に基づき、取締役会議事録、稟議書、契約書等の職務に係る重要書類を適切に保管・管理を行う。なお、取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧することができる。

・不正な取得、使用及び開示その他社外への流出を防止するために「営業秘密管理規程」及び「個人情報保護規程」を定め、会社及び個人に関する情報の適切な管理を行う。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社の危機回避及び危機が発生した場合の当社被害の最小化を目的とする「リスク管理規程」を制定し、リスクの事前把握及びリスクマネジメント・システムの構築に努める。

・「コンプライアンス委員会」を原則として年4回開催し、広範なリスク管理についての協議を行い、リスクへの対策を検討する。

・緊急事態発生の際には、代表取締役社長が直ちに緊急対策本部を設置し、情報の収集・分析、対応策・再発防止策等の検討・決定・実施等を行い、事態の早期解決に努める。

d. 取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会は、「取締役会規程」に基づき、毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。

・意思決定の迅速化のため、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、及び「稟議規程」に従って、効率的に職務の執行を行う。

e. 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社と親会社及び子会社との取引を行う場合には、取引の合理性及び取引条件の妥当性を検証し、それらが担保される場合にのみ行う。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、取締役会での協議の上、人数及び権限等を決定し、任命する。

・当該使用人の人事評価・異動については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

g. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・取締役及び使用人は、法定事項のみならず、当社に重大な影響を及ぼす事項、その他法令に違反する事実等が発生又は発生する恐れがあると認識した場合は、速やかに監査役に報告する。

・取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。

・内部監査担当者は、監査役に内部監査の実施状況を随時報告する。

・監査役に対する報告をした者は当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとする。

h. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

・取締役との定期的な意見交換の実施や監査役と内部監査担当者との連携が図れる環境の整備により、取締役及び使用人との適切な意思疎通及び監査業務の実効性を確保する。

・監査役は、必要に応じて公認会計士・弁護士等の専門家の意見を求めることができる。

・監査役が職務を執行する上で必要となる費用は、会社が支払うものとする。

i. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方

・「反社会的勢力に対する対応マニュアル」を制定し、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは一切関わりを持たず、不当な要求に対しては断固としてこれを拒否する。

j. 財務報告の信頼性を確保するための体制

・財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの運用を行うこととする。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要は是正を行うこととする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」において、健全な会社運営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することを宣言しております。

b. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(a) 社内規程の整備状況

当社は、上記宣言のもと、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力に対する対応マニュアル」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

(b) 対応統括部署及び不当要求防止責任者

当社は、反社会的勢力への対応統括部署を経営管理部と定めるとともに、不当要求防止責任者を選任しております。また、平素から外部専門機関と緊密な関係を構築しており、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制を整備しております。

(c) 反社会的勢力排除の対応方法

・新規取引先について

原則として、外部機関及びインターネットを通じて反社会的勢力との関係の有無を調査します。取引の開始時には、各種契約書等において「反社会的勢力との関係がないことを確認する」体制とし、「関係を持った場合」の暴力団排除条項を明記することとしております。

・既存の取引先について

通常必要と思われる注意を払うとともに、1年ごとに民間の調査機関を通じて調査しております。

・株主、役員について

原則として、1年ごとに外部機関及びインターネットを通じて反社会的勢力との関係の有無を調査します。

・従業員について

入社時に民間の調査機関を通じて反社会的勢力との関係の有無を調査し、「誓約書」において「反社会的勢力と関係がないことを確認する」体制としております。

・既存取引先などが反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合、速やかに取引関係などを解消する体制をとっております。

c. 外部専門機関に関する情報の収集・管理状況

(a) 当社は、「公益財団法人暴力追放愛知県民会議」へ加盟し、日常の情報収集や緊急時の対応のため、弁護士など外部専門機関との連携体制を構築しております。

(b) 当社は、対応統括部署に反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集・管理を一元化しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

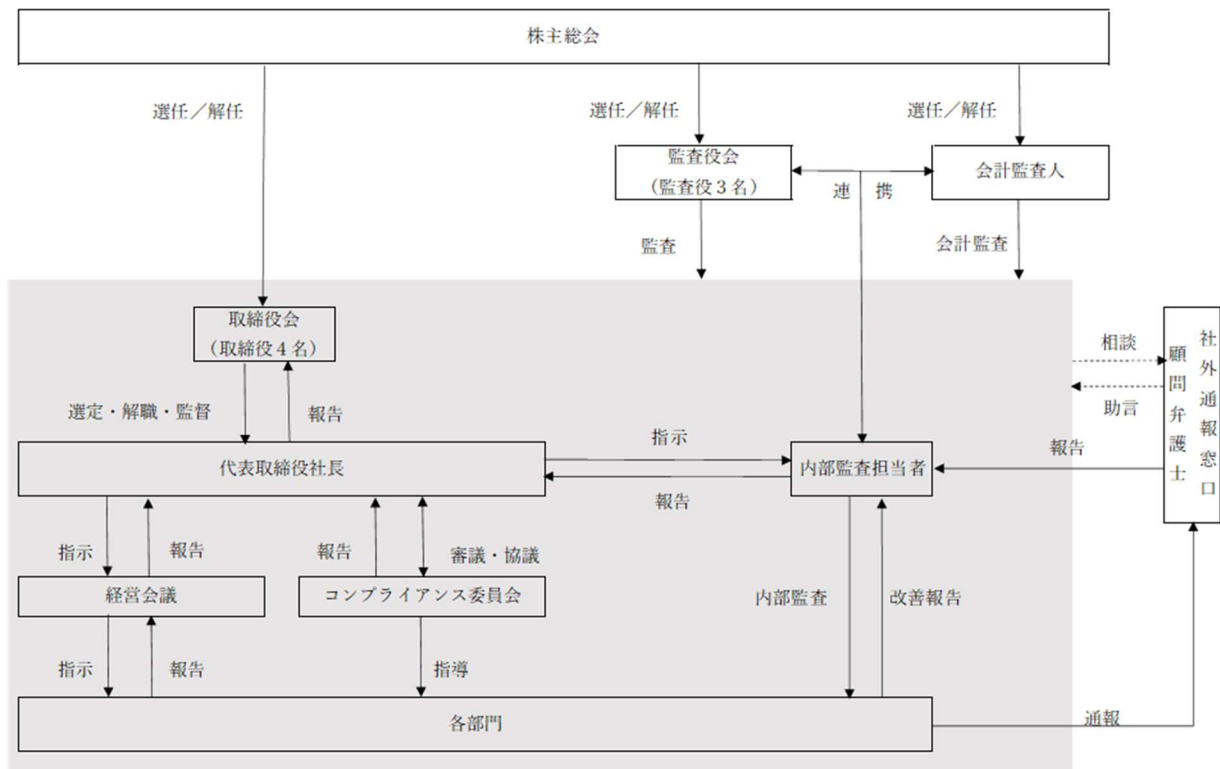
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関する事務フローの模式図を参考資料として添付いたします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要 (模式図)】

